

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年9月18日

区 民 委 員 会

速 報 版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

○渡辺ひであき委員長 おはようございます。定刻前でございますけれども全員おそろいですので、ただいまから区民委員会を開会させていただきます。

また、委員会の審査が長時間になった場合には、休憩時間でなくてもおトイレ行かれて結構ですので、よろしくお願いをいたします。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 それでは、まず初めに、私から記録署名員2名を御指名申し上げます。

太田委員、土屋委員、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、議案審査に移ります。

初めに、（１）第92号議案 足立区印鑑条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○区民部長 おはようございます。よろしくお願いします。

議案説明資料（区民部編）、2ページをお開きください。

第92号議案でございます。足立区印鑑条例の一部を改正する条例です。法令等の一部が改正になりまして、その結果、条例を改正するというものです。

主な内容については、項番2でございます。

表の中でございますが、条例第18条第3項、これにつきましては、今までマイナンバーカード、コンビニエンスストアで証明書類をコンビニ交付ができたわけですが、今回マイナンバーと在留カード、これが一体的になりまして、特定在留カードというものの発行することになりました。

その結果、特定在留カードでもコンビニ交付ができるような内容になりましたので、併せて条例を改正するものでございます。

それ以下につきましては、★★の改正で文言等の修正を行ったものでございます。

施行年月日は項番3のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○佐々木まさひこ委員 今、在留カードの件については御説明がございましたが、もう1つ、いわゆる「東京都の」というところを、「全国の」というところに条文が変わっておりますが、この内容についてちょっと御説明をいただきたいと思います。

○戸籍住民課長 印鑑登録をなされたいですが、本人の証明ができない場合、主に成年被後見人を想定しておりますけれども、その後見人の方が、本人であると証明すれば、御本人であるということで印鑑登録ができる。その範囲が、今までは後見人の方が東京都の方に限定しておりましたけれども、これが東京都以外でも全国の方でも、証明できるというふうに緩和されたものでございます。

○佐々木まさひこ委員 ということは、先ほどの特定在留カード等でも交付が可能になることと合わせて、今回の条例改正は利便性、区民の利便性が高まる方向性で改正になっているという理解でよろしいですね。

○戸籍住民課長 佐々木委員おっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 すみません、入管法の改正により、特定在留カードの発行がということなのですが、この特定在留カードの発行というのは、既に始まっていることなんでしょうか。

○戸籍住民課長 法改正によりまして、令和8年年度の6月から、既に発行されてございます。

○はたの昭彦委員 既に発行されているということなのですが、従来の在留カードでも、3か

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

月以上の在留期間が決定された外国人、定住者など、中長期間在留する者に対しては、マイナンバーカードも、今までの状況でもマイナンバーカードの取得は可能だったと思うんですけども、どうでしょうか。

○戸籍住民課長 マイナンバーカード自体は以前から取得できるものですが、在留カードと一体化するということが、この6月から可能となったことで、ちょっと補足させていただきます。

○はたの昭彦委員 一体化になっても、マイナンバーカードと別々に持つこともできるということだと思います。

現在、マイナンバーカードの外国人の取得は任意なんですけれども、その在留の中長期間在留者でマイナンバーカードの取得率というのは、どの程度になってるんでしょうか。

○戸籍住民課長 大変申し訳ございません、ちょっと外国人の内訳数字、持ち合わせておりませんので後ほど調べたいと思います。

○はたの昭彦委員 私いろいろちょっと調べたら、もう既にやっぱり6割ぐらいが取得済みだというような数字もあるようです。

一般的な在留資格の場合ですと、在留★★ごとに定められた在留期間のたびに、管轄の出入国管理事務所で更新の必要があるわけですが、特定在留カードに切り替えると、この更新も、については、先ほど利便性向上という話は出ましたけれども、足立区役所で更新できるようになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○戸籍住民課長 様々な手続が一括してできるようになる、利便性が高まるという状況です。

○はたの昭彦委員 ただ、手続が便利になる反面、今年1月に閣議決定された外国人の受入れや秩序ある共生のための総合的対策については、中には、全ての在留外国人が、原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討すると閣議決定されてるわけですが、そうすると、本来なら

ば任意取得であるマイナンバーカードが一体化されることによって、もう強制になってしまう可能性があるんですけども、こういったことについて区としてはどのように対応していこうと思っているんでしょうか。

○戸籍住民課長 申し訳ありませんが、任意であるということのみで今事務を進めております。

○はたの昭彦委員 あくまでも任意でという立場で、区としては処理を進めていくということは、確認ですが、よろしいでしょうか。

○戸籍住民課長 国の決定等があるまでは、そのように進めてまいりたいと思っております。

○はたの昭彦委員 ですから、今年の既に1月に閣議決定されてるわけですよ。その外国人の受入れ、秩序ある共生のための総合的対策の中には、全ての外国人が、特定在留カードを取得するための方策を検討していきますよと。

具体的な、例えば検討するということになってるけれども、具体的な方法とか出るまでは任意で、任意という立場で貫いていくってことでよろしいでしょうか。

○戸籍住民課長 はい、現時点では任意ということで進めてまいりたいと考えております。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見を求めます。

○しぶや竜一委員 可決をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 区民利便性が高まるということですので、可決をお願いします。

○はたの昭彦委員 在留外国人に対する管理強化ということにつながる懸念が1点あるんですけども、ただ既に特定在留カードの発行が始まっていることもありまして、取得者の利便性を考えると、やむを得ないかな、措置かなと思いますので、賛成したいと思います。

○土屋のりこ委員 賛成です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。

本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、第93号議案 債権の放棄についてを単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○区民部長 それでは、資料14ページをお開きいただきしたいと思います。

第93号議案でございます。債権の放棄について、診療報酬の返還金でございます。

まず、項番1の経過でございますが、埼玉県にあります医療機関、こちらが厚生労働省の調査により、看護師の配置人数が不足して、請求基準を満たしていないということが判明いたしました。

その結果、足立区から医療機関の院長に対して、診療報酬の返還請求を行いましたが、この医院につきましては破産、そして埼玉地方裁判所から免責決定がございましたので、その残りの金額について債権放棄をするものでございます。

項番2の表を御覧ください。

国民健康保険の請求分と生活保護への診療報酬返還金2つございますが、こちら合わせて1,500万円ほどございましたが、破産配当が240万円ほどもう頂いております。その残りの1,300万円弱の金額について、今回債権放棄をするものです。

15ページの項番3を御覧ください。

こちらの債権放棄につきまして、今年の5月に、足立区債権等処理判定委員会に付議いたしまして、その内容を審査いただきまして、債権放棄が妥当

というような答申を得ましたので、今回債権放棄の議案を提出したものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いします。

○しぶや竜一委員 可決でお願いします。

○佐々木まさひこ委員 債権者の破産によって、裁判所から本債権の免責を受けており、回収の見込みがありませんので、賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。

本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は可決することに決定いたしました。

次に、第102号議案 足立区多文化共生推進計画審議会条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○地域のちから推進部長 おはようございます。

区民委員会議案資料（地域のちから推進部）のほうの資料をお開きください。2ページになります。

足立区多文化共生推進計画審議会条例でございます。こちらのほう、足立区多文化共生推進計画を策定するに当たり、必要な事項を審議するため、区長の附属機関を設置する必要があることから、条例のほうを制定したいと考えております。

項番の2でございます。

施行年月日については、公布の日から施行したいと考えております。

項番の3です。

★★委嘱または任命する委員についてはこちらのほうを考えております。こちらのほうは後ほど

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

規則で定めたいと考えております。

4、条例案の方なのですが、別紙1の方で、第1条から第9条まで案として出させていただきます。

5、今後の方針です。本議案が可決された際には関係する条例施行規則等の必要な規定整備を行うとともに、委員の選任などの手続を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

まず、定義の確認なのですが、多文化ということで、日本もしくは日本以外の外国との文化との多文化ということになるかと思いますが、その際の外国人という場合に、その定義を確認させていただきたいと思います。

外国人の中でも、ルーツを外国に持つだけで、日本国籍を持つてゐる方、持つてゐない方いらっしゃるかと思います。両方とも含むのかどうなのか、教えていただければと思います。

○地域調整課長 今回、私どもで考える外国人につきましては、外国ルーツの方というふうに捉えておりますので、両親であったりまたは片方の方が、親の方が外国の方というふうに捉えておりまして、広く捉えております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

幅広の方が対象になってくるということの確認でしたが、今回、委員の構成20人ということになっています。その中でそういった当事者の方が、この中で言うと、どの枠で何人ぐらいを想定されているのか教えていただけますでしょうか。

○地域調整課長 外国人当事者としましては、まず区内で活動する団体等の構成員というところで、通訳のボランティアされている方であったりとか、あとは外国人コミュニティの方を推薦を頂こうかというふうに考えております。

また、区内に在住し、在勤または在学する者、公募区民の方のうちの半数程度につきましては外国の方に参加をしていただきたいというふうに考えております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

いろいろな形で、当事者の方の声を拾うということだというふうに受け止めておりますが、先ほど申し上げたとおり、日本国籍を持っている持つてないの違いによっても、立場の違い、置かれた環境の違い、区に対する要望事項等も変わってくるかというふうに思います。その辺も踏まえて、多様な方の委員構成をできるだけ目指していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○地域調整課長 私どもも今回20人以内というふうにさせていただきましたけれども、審議会の原則20人以内の上限設定をさせていただきました。できるだけ多くの、外国人といってもいろいろな国籍の方もいらっしゃると思いますので、広く、この会議の方に参加していただきまして、意見を頂きたいというふうに考えております。

○太田せいいち委員 是非お願いしたいと思います。

また、多くの方に参加していただくことももちろん大事なことであり、賛成なのですが、一方で、多くなればなるほど1人の方の発言の時間がどうしても短くなってしまうというデメリットもあるかというふうに思います。

運営に当たってはそういうところにもしっかり配慮して、当事者の声できるだけ長い時間で拾っていただくような運営も目指していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域調整課長 運営におきましても、そういつて、当事者の意見をできるだけ拾えるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○太田せいいち委員 是非お願いします。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

○土屋のりこ委員 もう1つだけ、やっぱりこういったときに外国ルーツの当事者の方がしっかり委

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

員として任命されることが大事だと考えるんですが、今の答弁の中で、区内在住、在勤の4人のうち半数程度、当事者の方でというふうに言われましたが、これ公募されるのかと思うんですけども、そもそも公募してくる方いらっしやなければ、区が目指しているところに到達しなければ、もう全部日本人で諦めてしまうのか、それともやっぱり半数は外国ルーツの当事者の方を何とか委員として任命できるように努力されるのか、どういったスタンスでしょうか。

○地域調整課長 おっしゃるとおり応募していただけないと、なかなか公募区民枠につきましてはなかなか難しいかなというふうには思っております。ただ、そこをできるだけ外国の方に参加していただけるように、周知等していきたいというふうにまず1点考えております。

それ以外の部分で、先ほど申しました、区内で活動する団体ということもございまして、そのところも、実際に外国の方が活動している外国人コミュニティの方から御推薦なども頂く予定ですので、できるだけその外国の当事者の方々が入っていただけるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見ををお願いします。

○しぶや竜一委員 可決をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 先ほど議論もありました、当事者の方々の意見もしっかりと受け止めながら、活発な審議を通してよりよい計画策定を目指していただきたいと思いますので、賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 私もフードパントリーやっている中で、最近もウクライナから0歳の赤ちゃんと避難してきたという、母子避難してきたという方からも、困っているというふうな声が届いたりしますので、そういった本当に困ってる方たちの声も反映させて、困り感を解決していけるようにと

いうことで努力していただきたいということをし添えて、賛成いたします。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。

本案は可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、可決することに決定いたしました。

○戸籍住民課長 大変申し訳ございません。先ほど、第92号議案の御審議で、はたの委員から、外国人のマイナンバーカード保有率という御質問ございまして、調べましたところ、足立区においては51%でございました。失礼いたしました。

○渡辺ひであき委員長 以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

〔執行機関一部退席〕

○渡辺ひであき委員長 次に、陳情の審査に移ります。

5 受理番号27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情。

7 受理番号1 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出するよう求める陳情、以上2件を一括議題といたします。

前回は凍結・継続であります。

本件については、引き続き凍結・継続といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、凍結・継続することに決定いたしました。

次に、受理番号2 区民の平等性を著しく欠く「区民葬儀における新たな助成制度」に関する陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○戸籍住民課長 特に変化はございません。

○渡辺ひであき委員長 それでは、質疑ございませんか。

○太田せいいち委員 特に変化がないということではあるんですけども、ちょっと今回は陳情の趣旨と少しずれてしまうかもしれないんですけども、前提として大事な点として確認をさせていただきたいというふうに思います。

今回の一連の事案は、博善という民間の事業者、火葬事業を行っている事業者が、区民葬を取りやめたことに端を発しているかというふうに思います。

こちらの事業者、親会社は東証プライム市場に上場している会社で、火葬事業以外にも様々な事業を行っております。上場企業でもありますので、いつでも火葬事業をやめられる状況にあるかなというふうに認識しています。その意味で区にとっては、区民にとっては、多くの区民が利用している火葬事業がなくなるリスクを抱えているというふうに捉えております。

その辺の見解について、まず、確認をさせていただきたいと思います。

○戸籍住民課長 太田委員御指摘のとおりでございます。まして、今、東京都と特別区で検討部会を設けて、今後のことを検討しているというふうに伺っております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

もう既に、東京都と連携して対応しているところはよくよく理解してるんですけども、その上で、やはり区民への影響が、もしなくなれば大きいということですので、しっかりその辺は強く、公的な立場で火葬事業を継続持続可能なものにしてほしいという立場で、強く訴えていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副区長 東京都との協議の中でも、やはり一度売却という話も出ました。そういった部分で、やはり火葬事業というのはやっぱりライフラインとい

う形で、行政としても守っていかなければいけない事業だと思っておりますので、そういうところについてはいろいろな様々なリスクを東京都とも検討しながら、協議の方を進めていきたいと考えております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

そこがしっかり解決した上で、今回の陳情、請願の趣旨にのっとった対応の検討が必要だというふうに思いますので、まず大前提のところで、そこ引き続き強く都に要望していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の意見をお願いします。

○しぶや竜一委員 継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続をお願いいたします。

○はたの昭彦委員 採択をお願いします。

○土屋のりこ委員 採択で。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。

本陳情は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○渡辺ひであき委員長 挙手多数であります。よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号3 竹の塚、梅田両地域学習センターホール舞台へのスロープまたは昇降機設置を求める陳情を単独議題といたします。

初めに、陳情者への意向確認について、区議会事務局次長から報告を願います。

○区議会事務局次長 陳情者に、前回の区民委員会で、今年度中の昇降機導入に向けた報告があったことをお伝えし、改めて御意向を確認させていただきましたところ、陳情者からは、このまま引き続き審査をしていただきたいという御回答がございましたので報告させていただきます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○渡辺ひであき委員長 委員長より申し上げます。

足立区議会の申合せ事項では、当該年度において既に計画が決定している請願陳情で、願意が満たされているものは継続審査とし、凍結すると定められています。

竹の塚、梅田両地域学習センターホールについては、今年度中の昇降機導入に向け、今定例会に補正予算が提案されております。したがって本陳情の願意は満たされているものと思いますので、申合せ事項の規定に基づき、本陳情は凍結・継続といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、凍結・継続とすることに決定いたしました。

次に、受理番号6 中央本町地域など区中央エリアにおける地域コミュニティ再生の支援等を求める陳情を単独議題といたします。

今回は継続審査であります。執行機関、何かございますか。

○資産管理課長 中央本町プールの跡地活用について調査をしまして、前回の区民委員会でも口頭で御報告させていただきましたけれども、昨日、その内容を総務委員会で御報告させていただきました。

内容といたしましては前回同様ですけれども、4部から提案がございまして、詳細は今後ヒアリングを実施させていただくという内容に変わりはございません。

以上でございます。

○地域調整課長 前回、この委員会の中で御審議、質疑等ございました中央本町エリアの世論調査の分析等、町会へのヒアリングにつきましては既に着手しております。

次回の委員会の方で、内容等につきましては御報告させていただきたいというふうに考えております。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○土屋のりこ委員 中央本町の個別のことについては次回ということなので、今日は2つ、2点。

弥生小統廃合が中央本町問題の陳情が出されるきっかけということだったんですけれども、統廃合という地域の危機ですよ。1つの危機は、ほかにも2校あって、今3校統廃合計画があって、ネクスト10年後には3つ。弥生小を含めて3つの学校が統廃合ということで、その地域の中からコア、核となる学校がなくなるかもしれないというふうなことになるっていきなりですね。

だから、そういった意味で中央本町の陳情ではありますが、中央本町に限らず、そのほかの地域エリアにおいても、そういった地域の力を豊かにするというふうなことで検討できないかという、検討すべきかなということを考えて、2つあると

言っただけの1つは、地域活性化に関してどの町会等でも活用できるような支援パッケージをつくってはどうかということだと思うんですけれども。

例えば新宿区、足立区でもいろいろな町会支援ということで、補助金とかメニューとか今用意はされているところですが、例えば新宿区では、2025年から町会・自治会活性化応援隊というのをやっているそうで、複数の支援メニューを組み合わせるプログラム型支援だそうです。町会ごとにヒアリングをして課題、その町会の課題が何なのかということをして、そこに必要なメニューを組み合わせる支援をするという内容だそうで、加入促進活動行事の支援、情報発信、情報共有、組織運営担い手づくりとか、いろいろなメニューがあるそうなんですけれども、例えば昨年2026年度では、情報発信支援、子ども向けイベント企画、町会サポーター制度などを組み合わせる支援ということで、コーディネーターを派遣したりとかして、一緒に課題解決を考えるというふうなことでされてるそうです。

港区の方でも、町会・自治会活動応援個別プロ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

グラムというのをやり出したそうで、専門のコンサルタントが町会に入っていって、地域の特徴、困っていること、希望を聞いて、実際に支援をして具体化していくということをやっているそうなのですね。

課題の把握、解決策の提案、町会と一緒に実行というのがプログラム内容なのですけれども、そういったことを当区でも、もう町会支援メニューということで用意をして、例えば中央本町が手を挙げれば、そういった少子化なり学校がなくなるかもしれないというところに課題としたときに、どういった支援が必要なのかということを、コンサルタントと一緒に企画をして、その課題解決のために何か地域の力を強化するということができるということにもなるかと思うんですけれども、そういった内容というのは、当区においては検討されているでしょうか。

○地域調整課長 まず、足立区におきましても、様々な補助金などのメニューを御用意して、それができるだけ町会の方々に伝わるように1冊の冊子にしまして、なおかつ、その活用事例みたいなものも載せて、今、各町会の方にお配りしております。

また以前、太田議員の方からだったかと思いますが、町会サポーターの御提案などもありまして、そういったものについての情報提供なども、区民事務所の地域担当を通して、今、行わせていただいております。

今御提案いただいたものにつきましては、足立区におきましては、各区民事務所の所長ないし地域担当の方が、その役割を担いながら今行っているところではございます。

○土屋のりこ委員 東京都の方で、東京都つながり創生財団、2025年から伴走支援サポート事業というのをやってるんですけれども、このことは把握しておられるでしょうか。

○地域調整課長 申し訳ありません。ちょっとその伴走支援事業については把握してないです。

○土屋のりこ委員 今、区としてもいろいろ検討されているということなのですが、例えばその支援メニューとか見ても、なかなか弱いというか厳しい町会では、それすら手を挙げづらいなど。お金を出してもらっても、子ども会として何かやりたくてもできないなというところで、ちょっともうちょっと力がある町会にはできるメニューで、もうちょっと厳しい町会にとっては、そこにすら到達できないということもあるのかなという気もするのですが。

そういったところで、この東京都つながり創生財団の伴走支援サポート事業というのは、区市町村が窓口になって町会・自治会の相談を受け、個別相談、課題検討、コンサル派遣、企画準備実施、振り返り実装化というのを最大5回無料で伴走するということなのですよ。無料だということがポイントだと思うんですけれども。

足立区が手を挙げることで、そういったことをやれるということであれば、いいのではないかともありますし、八王子市や調布市では、この仕組みを活用しているということです。加入促進、担い手作り、デジタル活用、多文化共生という内容だそうなのですが、是非区として持ち出しなくとも、支援メニューが増やせるというのは、1つメリットではないかと思うので、是非検討いただけたらということだと思います。

もう1つが、それは町会支援ということだったんですが、町会に属さない住民も巻き込んだ形で活性化なりコミュニティづくりというところで、ほかの自治体の事例がないかちょっと調べてみたんですが、幾つか、京都市の未加入者との交流を市の助成対象とすると、町会が未加入者を含めた交流企画をやったときにそれを支援するというのをやっていたりですね。世田谷区も、町会等町の中にあるNPOなり団体、子育てサークルであったり、団体と一緒に町会が何かをするときの支援メニューであったりとか、そういったまち

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

づくりを支援する形での地域の力を強化するというふうな取組もあるそうなのですが、そういった未加入者も含めた地域づくりという点での、区としての、検討状況なり支援メニューというのはあるでしょうか。

○地域調整課長 未加入者を巻き込んでいく取組といますか、区としての今行っていることとしましては、子ども向けの町会未加入の子どもさんも参加できるイベントに対して、区として助成をするというものをしております。

昨年度までは年1回の利用でしたけれども、今年度は年2回利用できるような形で、今行っておりまして、助成金を使ってイベントを行っていただいて、子どもさんと若い方が参加していただき、そこから町会の活動を知ってもらって加入につなげていく、そういった取組をしております。

○土屋のりこ委員 正にそれが力がある町会ではできるけれども、例えば、具体的に梅島町会とかやっておられるんですけども、うちの町会とかはちょっと厳しいと。そういう支援があっても厳しいというふうな状況があったりするわけですね。

そういったところでやれる、利用できる方たちは是非利用していただいて、促進をということであると思うんですが、地域コミュニティ活性化というところで、例えば杉並区とかでは、町会云々に関わりなく、5人の人が集まったらそのまちづくりの主体ということで、コミュニティをつくるということが目的では必要であるんですけども、そういった団体に対してまちづくり活動、足立区でのまちづくりトラストみたいなものかもしれないけれども、そういうことをやっていたりということで、地域コミュニティを活性化する事業ということでいろいろ最近あるみたいですので、そういった、やっぱりぐるぐるとかもそうなのですけども、そういうまちづくり、コミュニティづくりのプロというか専門家の人が一緒に伴走して、やりたいという住民の気持ちをどうし

たら具体化できるのかというところで、専門家コーディネーターが伴走支援に入るというのが、コミュニティ活性化事業、最近のトレンドのようですので、足立区でも今おっしゃった町会への補助の支援ということだけではなくて、未加入者も含めたまちづくりコミュニティづくり、やっぱりこのまちっていいよね、足立区好きだよよねというようなところが、気持ちが高まるようなイベントをできるような、そういった支援であったり専門家コーディネーターの伴走支援というところを、ぐるぐるだけではなく、広くできるような仕組みというか、もうちょっと私もまとまってないんですけども、そういった杉並、世田谷、京都市といたるところ辺りも是非参考にさせていただいて、当区としても、地域のちからの中においても、検討いただけたらと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○地域調整課長 私どもも、町会活動をどう、町会にどう加入していただいて、また運営を続けていただけるかというところを日頃から考えております。

先ほどお話ありました、つながり創生財団のちよっと伴走支援については私、知らなかったんですけども、「まちの腕きき掲示板」というものもありまして、サポーターと町会をつなぐ、そういったものは今、足立区においてもエントリーをさせていただいております。

まず、他区の事例なども少し参考に、検討させていただきたいというふうに思います。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

それでは次に、各会派の意見をお願いします。

○しづや竜一委員 引き続き議論させていただいたと思います。継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続をお願いします。

○はたの昭彦委員 継続をお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○土屋のりこ委員 次回ヒアリングした結果が報告されるということですので、継続をお願いします。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。

本陳情は継続審査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本陳情は継続審査とすることに決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

〔執行機関一部退席〕

◇

★★

次に、所管事務の調査を議題といたします。

町会・自治会活動の活性化支援に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

続いて、令和8年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本件の最終的な決定については、前回の委員会の中で正副委員長に御一任をいただきました。

正副委員長で協議した結果、調査する都市と施策につきましては、兵庫県豊岡市の地域コミュニティビジョンについて、広島県尾道市の第2期尾道市スポーツ推進計画について、岡山県高梁市の高梁市立図書館についてを調査することに決定し、議長より委員派遣の承認をいただき、視察地から受入れの了承もいただいております。

事務局の随行は★★です。

なお、詳しい日程等につきましては後日、各委員宛て通知いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、調査終了後の調査報告書の取扱いにつきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◇

○渡辺ひであき委員長 次に、報告事項を議題といたします。

(1) から (3) まで、以上3件を区民部長から、(4) から (10) まで、以上7件を地域のちから推進部長から報告をお願いします。

○区民部長 それでは報告資料（区民部編）、2ページをお開きいただきたいと思います。

令和7年度の3公金の収納率及び差押え人数・金額等についてでございます。特別区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の収納率差押え人数等について御報告するものでございます。

項番1でございます。

まず、3公金の収納率ですが、表にお示ししております。

3ページ、項番2でございます。

3公金の差押え人数等でございますが、(1) が特別区民税、(2) が国民健康保険料、4ページの(3) が後期高齢者保健医療でございますので、こちらの方、御確認いただきたいと思います。

今後の方針でございますが、財産がある滞納者につきましては、これまでと同様に、財産を確認した上で着実に、適切な対応を図ってまいります。

なお、生活困窮等で納付が困難な方につきましては、滞納者に寄り添った丁寧な対応はしていくものでございます。

5ページを御覧ください。

マイナンバーカード電子証明書更新における窓口数拡充等についてでございます。

マイナンバーカードの事務につきましては、電子証明書の更新と、もう1つがカードそのものの交付というのがございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

今回、電子証明書の更新につきましては、月2、000件から3、000件だったものが9月以降増加しまして、令和9年度には最大1万3、000件と増加する見込みでございます。

つきましては、その拡充をさせていただきながら、マイナンバーカード交付につきましては、今まで大変混み合って予約がなかなか取れない状況が続いておりました。ただ今回6月からこれについても減少して、今後は月7、500件と横ばい状態が続く見込みでございます。このグラフのとおりでございます。

6ページをお開きください。

項番2でございます。電子証明書につきましては、表に示させていただいたとおり、中央館2階の窓口を増やし、区役所別館は新たに窓口をつくり、イオンにつきましては今、既にもう窓口がございますが、それは倍増いたしまして、月3回休日を開場することにより対応してまいりたいと思っております。

マイナンバーカードの交付の窓口につきましては、先ほど申し上げたように落ち着きを見せておりますので、こちらについては7ページの表ですけれども、交付センターのカードの休日交付については、月6回からこれを3回に縮小します。

そして中央館2階のカード交付につきましては窓口を縮小しまして、そこで生み出した職員を新たな電子証明書の開場にシフトいたしまして、対応していくものでございます。

なお、予約コールセンターの予約時に分かりやすく区民の方に御説明するとともに、あだち広報、ホームページ等で十分に周知してまいります。

すみません、7ページの4の方針の(4)でございますが、前回御報告いたしました郵便局3局ですね、足立、足立北、足立西でやっていただきました電子証明書の関連業務につきましては6月から受付を停止しておりましたが、9月1日で契約変更を締結いたしまして、9月24日から業務再

開をしてまいります。

8ページをお開きください。

令和8年度後期高齢者医療保険料の賦課状況についてでございます。

1の表の下括弧でございますが、令和7年度比較したものでございますが、まず1人当たりの賦課額が9,355円、10.85%増加ということでございます。

要因でございますが、均等割の改定、所得割額の改定、そして、子ども・子育て支援金が導入されたということで、金額に影響したというものでございます。

項番2につきましては、軽減等の状況ですね、(1)が、所得が一定基準以下に係る均等割の軽減、9ページの(2)が、所得割が所得基準以下の世帯に係る所得割額の軽減、そして(3)が、保険料の最高額に達した人数、これをお示しさせていただきました。

私からの説明以上でございます。

○地域のちから推進部長 では、地域のちから推進部の報告資料を御覧ください。

まず、2ページになります。審議会等における女性委員比率についてでございます。

項番の1、附属機関である審議会等の女性委員比率についてです。こちら3点分析してお示しました。

まず、(1)なのですが、審議会等の女性委員数の割合でございます。

続きまして、(2)男女の委員比率が適正値の附属機関である審議会等についてでございます。

(3)が、女性委員が30%未満の審議会について、お示しさせていただきました。

3ページにまいります。

項番の2です。

女性委員比率向上のための取組としまして、(1)ヒアリングの実施、(2)庁内説明会の開催と取り組んでまいりました。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

項番の3でございます。

女性委員比率の向上に向けた課題としまして、
(1) (2) (3) と、3点ほど挙げさせていた
だきました。

項番4、今後の方針でございます。

(1) の記載にあるんですが、各団体の会長、
副会長などの役職に限定せず、適任の女性を推薦
していただけるよう取り組んでまいりたいという
ふうに考えております。

そのほか、4ページ、5ページ、6ページと資
料の方を掲載させていただきました。

続きまして、7ページでございます。

学習センターでの小学生向け夏休み子どもの居
場所事業の実施結果についてでございます。

項番の1、実施概要、こちら夏休みの期間中、
実施しました。生涯学習センター及び地域学習セ
ンターでの実施になります。

(3) 利用合計については、こちら記載のとお
りでございます。

(4) 前年度からの変化につきましては、昨年
と違ってカードゲームで遊んだり宿題をやる子が
増えたと、そういったことが見受けられました。

それと項番のイなのですが、前年度と比べて天
気の影響のせいか利用人数が若干減っております。

続きまして、8ページでございます。

5、今後の方針でございます。

令和9年度の実施に向けて、子どもたちの満足
度を維持できるようアンケート分析をして、また
今後、各学習センターと協議していきたいと考え
ております。

続きまして、10ページにまいります。

学校開放事業における暴力事案の再発防止に向
けた抜本的改革でございます。

項番の1、抜本的改革についてでございます。

昨年発生した剣道団体による暴力事案、各種調
査を行いまして、今後の抜本的対策をまとめまし
たので御報告させていただきます。

10ページの(2) 今後の方針でございます。

この表の対策の1の欄です。

まず1つ目が、暴力事案未然防止策としての研
修体制ということで、10ページから11ページ
にかけて4点ほど記載させていただきました。

2つ目になります。表の2、2つ目になります。
相談窓口の設置と周知徹底ということで、こちら
1、2と2点記載させていただきました。

12ページにまいります。

3、対策の3になります。

問題が確認された場合の調査体制ということで、
こちら3点書かせていただきました

4、不適切な行為及び活動に対するペナルティ
ー制度導入、こちらの方考えております。

5、団体への活動継続支援ということで2点記
載させていただきました。

13ページの方、まいります。

問題が確認された場合の調査体制のフローとい
うことで、相談から一貫して、こういった形で進
めたいと記載してあります。

1点補足なのですが、こちら、ちょっと今回記
載してないんですが、必要に応じて警察にも通報
するような姿勢、対応も区としては取っていき
たいというふうに考えております。

続きまして、14ページ、15ページ、16ペ
ージ、17ページにつきましては、これまで抜本
的対策を決めるに当たって、調査を行いましたの
で、そちらの方を資料として掲載させていただきました。

続きまして、19ページにまいります。

足立区学校開放審議会からの答申に基づく今後
の取組の方向性についてでございます。

まず、こちらの表を御覧ください。

提言の1、オンライン化による効率化と負担軽
減ということで、答申の方で頂きました。それ
に対する取組の方向性については、一番右端の欄で、
区の考えを記載してあります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

続きまして、20ページでございます。

20ページ表の下段の方に提言2、公平性を担保する登録要件の見直しと不公平感の解消ということで、20ページから21ページにわたって5点ほど、答申と区の方性を記載させていただきました。

21ページの提言3、貸出し枠の細分化による利用機会の創出ということで、21ページから22ページの方に記載させていただきました。

22ページ、提言4、罰則規定の導入とルールの厳格な運用ということで、こちらも区の方性を示させていただきました。

最後、24ページになります。

項番3、改革の検証と進捗管理でございます。

こちらの方、答申いただきまして、順次進めてまいりますが、令和9年秋頃から、検証する審議会の方また開催して、進捗を管理していきたいと思っております。

続きまして、25ページでございます。

「図書宅配サービス」の対象者拡大でございます。これまで図書館へ来館することが困難な障がい者や要介護5の方を対象に宅配サービスを行ってまいりました。このたび対象者を拡大するので報告させていただきます。

項番の1、サービス対象の拡大ということで表の方を御覧ください。

変更前は要介護5の方のみ、介護保険区分の要介護5の方のみだったんですが、右側の変更後、こちら要介護1から5の方が対象となります。

続きまして、(3)利用方法についてはこちら表の記載のとおりでございます。

ページめくりまして、26ページです。

これ決定するに当たって、アンケート調査を実施しましたので、26、27と記載させていただきました。

続きまして、28ページになります。

梅田八丁目複合施設整備の照査業務委託の入札

不調に伴うスケジュール延長及び区民ワークショップの実施結果についてでございます。

項番の1、照査業務委託のスケジュール延長についてでございます。

こちらの方、8月の委員会の方では、今年の3月までに専門家検証を終えて、来年の夏には意思決定を経営会議でしたいと考えておりました。

今回お示しする案としましては、下段の表になります。

令和8年の10月から来年の7月まで専門家検証を行いまして、来年の秋には経営会議の上決定したいというふうに変更させていただきたいと考えております。

29ページにまいります。

(2)委託内容の見直しについてでございます。

こちら大きく分けると3点ですね、表の3点ほど変更を考えております。

項番の2でございます。

区民ワークショップの実施結果についてでございます。

(1)の実施概要のウになります。7月26日の午後の方に亀田小学校で実施しました。

30ページの方、まいります。

内容、主な意見については記載のとおりでございます。

今後の方針でございます。ワークショップの意見等を通じて、長く関わる人を増やしていきたいというふうに考えております。

最後になります。31ページ、中央図書館リニューアルのスケジュール変更及び第3回区民ワークショップの開催結果についてでございます。

項番の1でございます。

スケジュールの変更を考えております。こちらの方、区民ワークショップ3回から5回に拡大して、12月まで実施いたします。それに伴って基本構想、基本計画の策定期間を延長したいと考えております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

(2) 番でございます。

今回補正予算の審議でも出ささせていただきましたが、図書館1階とエントランスホールの設計工事範囲の拡大したいと考えております。それに伴って、ア、実施設計業務の期間の延長とイ、工事期間の延長を考えております。

改修する理由については、表の方を御覧いただければと思います。

続きまして、32ページです。

変更後のスケジュールについては、こちら表の記載のとおりでございます。

最後になります。項番の3、第3回区民ワークショップの開催結果でございます。

こちらの方、(2)になります。8月2日、江北小学校の方で実施しました御意見等についてはこちらを御参照いただければと思います。

33ページ、今後の方針でございます。

第1回、第2回ワークショップで寄せられた意見についても、今後のリニューアル基本構想、基本計画へ反映してまいりたいと考えております。

私からの説明以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 お疲れさまでした。

それでは、何か質疑ございますか。

○しづや竜一委員 私から、地域のちからの方で何点かお聞きしたいと思います。

最初7ページ、学習センターでの小学生向け夏休みのところの居場所の確保というところなのですけれども、御存じのとおり、やっぱり夏はすごい暑くて、室内で遊ぶ機会が子どもたちも増えているということで、それは住区センターに限らず、以前にもいろいろな質疑で、学童保育の子どもたちの居場所というところで、住区センターにしる地域学習センターにしる様々なところ、例えば学校の体育館であったりとか、地域体育館であったりとか、そういったところの体を動かせるようなところの開放を、是非そういった子どもたちにも夏休みのところの居場所の確保をしっかりと

いただきたいということも、これまでも述べさせていただいた次第なのですが、ここを見ると、地域学習センターによっては、触れ合いのホールがあって、多目的ホールがあって、そういったところでは、多少の運動はできるのかなとは思いますが、これ見てみても、やっぱりこれが悪いわけじゃないんですけれども、ボードゲームとオセロとかカードゲームとかそういったところも大変いいのかなと、子どもたちのコミュニティが楽しくできるのがいいのかなと思うんですけれども、私がやっぱり常にこう思ってるのは、これはもう本当にハード面のところでもあるんですけれども、やっぱり子どもたちの体力が年々低下していったら、オセロとかカードでは決して体力が向上することはないので、やっぱり多目的のところの居場所とかあった地域体育館とかもそうですね。やっぱり少しでも、大人の利用する方々がいらっしゃるということも事実あるんですけれども、学童の子どもたちもそうですね。そういったところで、今後は、そういったところも連携して、誰が学校の体育館を使うときに従事するかとか、人が従事するかとかってそういう課題もあるかもしれないんですけれども、やっぱりそこは区が寄り添って、是非ともそういった夏休みの居場所の確保に向けては、地域体育館であったり、先ほど申したように学校の体育館であったり、何かそういったところの活用も視野に広く連携を取っていただきたいなと思うんですけれどもいかがですか。

○地域文化課長 しづや委員おっしゃるとおり、僕も何箇所か見させていただきましたけれども、部屋の中でしっかりと楽しく、楽しく遊んでるという姿見られましたが、一部、無料開放日であるとか、そういうところは体育館等の行き来も、ある程度あるようです。

今後センターの見守りの体制なんかも含めて、どう対応していくか検討していかないといけない

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と思いますけれども、センターの体育館等の利用に関しては、少し研究していきたいと思ってます。学校に関してはやはりちょっと距離があるので、そこの連携は少し難しいのかなと思っておりすが、少し学校ともお話を聞いてみたいと考えております。

- しづや竜一委員 是非ともよろしく。既に実施、実践されているところもあるのであれば、そういったところの意見とかを聞きながら参考にして、課題も多分あると思うので、そういったところは精査して行って、順次進めて行っていただきたいなと思いますので、来年の夏休みには少しでもこれが少しでも拡充すると、本当に大変うれしいのかなと思います。よろしく願いいたします。

次に、学校開放事業のところについて、何点か聞きたいんですけども、暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革のところ、どうやって全登録団体の方々にも周知とかもそうなのですけども、そういったところの意図として広めていくかというか、こういった定義をどこまで拾ってもらえるかということが重要な中で、そういったところで重要になるのは、先日、我が会派のかねだ議員からも定例会の中で質問があったように、CSと開かれの違いについてたしか質疑があったと思うんですけども、コミュニティスクールを★★とどういうふうに連携させていくのか。学校開放事業の暴力の事案とかに向けて、どこまで関連して入っていけるのか、これは本当に足立区だけではなくて、このコミュニティスクールがどんどん拡充していく中で、これかなり重要になってくるのかなと思うんですけども、その点については今後どういうふうに区としては考えてるのかなというのは、入り込み方として。いかがですかね。

- スポーツ振興課長 今、しづや委員から御意見いただきましたコミュニティスクールとの連携につきましては、担当部署である青少年課の方とまず情報共有させていただいて、まず検討の方、まず

テーブルに着くというか、させていただければというふうに思います。

- しづや竜一委員 重要なことですので、既にコミュニティスクールも多分何個かあるというところで、そういったところの事案が発生したときに、やっぱり一番はコミュニティスクールのCSの方々もそうですし、地域の方々が把握をして、そこでちゃんと連携を取って、こういった教員の方々に対しての罰則というかペナルティーじゃないけれども、どういうふうに考えていくかというのは、我々議会にもそういった相談というのは地域の方から親御さんから、こういった先生とかがいるとかという相談を受ける機会が多いので、何かそこはコミュニティスクールがあるところとも、以上ですね、どんどん連携を取って、広めて行って、しっかりと生きた情報共有を図る場を拡充していただけたらと思うので、そこは絶対によろしく願いいたします。

次なのですけれども。答申のところ、次に移るんですけども、ちょっと会派の中でもいろいろ話があって、これ伊藤議長もすごい以前からも気にして、今回の話合いの中でもあったんですけども、学校開放事業の今後の主管課のことについて、どう考えているのかというところで、私ももちろん学校開放事業のところ、地域に携わっていた1人としても、現状としては現在スポーツ振興課が、空き状況とかも実際得られなければならない状況です。

ただ、一方で、なかなかこう把握し切れてない部分もあるんじゃないかという声が、スポーツ推進員の方々であったりとか、様々そういった声がある中で、こういった見直しの後に、教育委員会ですよね。学校は教育委員会になるのか、引き続きそれまたスポーツ振興課で補っていくのかというか、主管課は主にどのように区として今後考えていくのかなということをお聞きしたいんですけどもいかがですか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○スポーツ振興課長 現在、現時点におきましては引き続きスポーツ振興課の方がこちら学校開放事業を担うという認識でおります。

○しぶや竜一委員 分かりました。であるならば、教育委員会との連携は、これまでもそうなのですが、けれども、欠かしてないものなのかなと思うんですけども、ちょっと多分こういうオンラインとかになると、かなり負担も掛かる場所であって、だからこそ年数が少し掛かってしまうのかなというのものあるんですけども、それはちょっと交通整理が必要になって、部所内、所管内で、何かちょっと必要になってくる時期ではないかなというのは、関わっている人間からすると多分絶対これはいろいろな意見出ると思うんですよ。

その辺はだから、庁内でスポーツ振興課が受け持つってことなのですけども、そこはちょっと教育委員会ともやっておかないと、何か進んでいけない状況もあるのかなと思うんですけども、その点について、地域のちから推進部長いかがですか。

○地域のちから推進部長 もともとうちで持つて生涯学習支援室、スポーツ振興課含めて、教育委員会にありました。当時は平成21年とか平成22年頃、生涯学習部で教育委員会にあって、その中にスポーツ振興課がありました。その中で学校開放もやったと思います。

確かに、教育委員会でやってた流れが昔あって、今区長部局に来たというところで、ちょっと縦割りのところは実際あるかなというふうに私も感じてるところです。

まず、しぶや委員からの御提案については、区の全体の組織を扱う政策経営課に、今回こういった御提案があったってことを相談してみたいと思います。

○しぶや竜一委員 分かりました。是非ともよろしくお願いいたします。

続いて次に、これも区だけの問題ではないので

すけれども、部活動の地域展開のところの答申のところにクラブ活動のところもあるんですけども、まず確認なのですけども、ここでいうこの区の地域クラブの定義といいますか、何か、区としての認識というのはいかがですかね。改めて確認ですみません。

○スポーツ振興課長 ここで言う地域クラブというのは、いわゆる部活動に関しまして、以前みたいな単独1校1クラブではなく、複数校で近隣の学校が一緒になって1つの運動種目を行うという認識でございます。

○しぶや竜一委員 分かりました。ありがとうございます。

21ページに書いてあるとおり、提言のところで、(5)ですよね、実施時期が未定というふうになっていて、答申今回15項目ぐらいあって、実施時期が未定が3項目、その中でも唯一この制度設計そのものに対しての、こういった未定というところなのですけども、策定期間がもう本当にいつまでか検討スケジュールを改めて確認したいんですけども、今の範囲では難しいですかね。いかがですか。

○スポーツ振興課長 こちら部活動の地域クラブの関係に関しましては、国都の方から指針が出るのは教育の方と連携を取って確認をしております。

ただ、現在地域クラブ移行自体が足立区の学校の中で、今まだ、これから動き出すというところでございますので、こちらの動きを捉えながら、教育の方とも連携を深めながら、改めてこれからスケジュールの方を検討していきたいと思っておりますので、現時点で未定となっておりますが、そちらの動きを見て、繰り返しになりますが、改めて制度設計をしていきたいと考えております。

○しぶや竜一委員 今実際にモデル校も多分、実施されているというところで、その確認状況もスピード感を持って、東京都にいつまでも待つてわけではなくて、せっかくモデルやって予算を掛

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

けてやるわけですから、区からしっかりと東京都にも発信をしていって、是非とも先進的になってほしい、いただきたいなと思いますので、総合型地域クラブが活発化しているところというその地域でもあって、また、ないところのところについても、今後課題が出てくるのかなと思うので、その辺は一緒になってまた考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、オンライン化のところなのですが、モデル校を設置していくというところなのですが、これ、地域展開についても同じなのですが、これはモデル校を設けて、段階的に進めていくという考えでいいですかね。最後、その確認だけです。

○スポーツ振興課長 しぶや委員おっしゃっていたとおり、まずモデル校の方を決めまして、各、何でしょう、まずシミュレーションといたすか、課題等またブラッシュアップさせていただいた上で、行く行くは全校展開というふうに考えております。

○しぶや竜一委員 分かりました。ありがとうございます。

そういったオンラインとかこの地域のところでは多分、我々議員の方も携わる中では、いろいろな声が多分上がってくると思うので、そこをしっかりと皆さんと情報共有をしながら進めていって、進めて一緒にいけたらと思いますので、是非ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐々木まさひこ委員 ありがとうございます。

私の方は区民部の方ですね、主に。令和7年度3公金の収納率及び差押え人数、金額等についてということで、特別区民税、後期高齢者医療保険料は90%台後半の高い収納率を維持している一方で、国民健康保険料76.811%と低下傾向にあります、これ★が多くなっていることが、1つ構造的な問題だということが大きな理由です

が、ほかに何か理由がございます。

○国民健康保険課長 今しぶや委員おっしゃっていただいたとおり、こういった社会保険に移るような構造的課題が一番大きいと思ってまして。その他の要因としては、なかなかこれも難しいんですけども、生活状況が苦しいとかそんなこともあるかと思います。

○佐々木まさひこ委員 あとは、社保は基本的に会社が半分負担してくれますからね。保険料率がやっぱり国保料は圧倒的に高いという側面もあるのかなというふうには思いますね。

大体、私もそうなのですが会社を卒業して、国民健康保険に入ってきて、年齢が高くなれば、それなりにまた医療機関に掛かることも多くなる。国保財政の基本的な構造的な問題だろうというふうには思うんですが、その中で、区民税、保険料とともに差押え件数よりも執行停止件数の方が多くて、納付困難者への分割納付提案とか執行停止とか、SNSによる医療制度の案内など丁寧にやっていただいていることは評価するんですが、この執行停止は滞納処分の停止だと思いますけれども、これには要件があると思いますけれども、これはこういった要件になっておりますでしょうか。

○納税課長 生活困窮であるとか、そういったことで税金等が払えないというような、財産調査の結果判定されたときに、執行停止という処置をいたします。

○佐々木まさひこ委員 基本的に差押え物件がないとか、差押えをやったりすると逆に今度は生活が著しく困窮するとか、様々要件がありますけれども、現実には差押え件数より執行停止の方が多いというのは、納付困難の方が現実多いという理解でよろしいですか。

○納税課長 調査の結果、そういうことになったということでございます。

○佐々木まさひこ委員 基本このような方々の生活再建のために、福祉まるごと相談課とか、各福祉

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

部局との連携というのはどのような形で行っているのでしょうか。

○納税課長 ホームページ等で御案内しているほか、また面談とかにいられたときには、こういった措置もありますよという御案内をいたしております。

○佐々木まさひこ委員 それで、基本的に分割納付というのは、基本、延滞税掛かりますよね。延滞税って何%ですか。

○納税課長 現在は、時期によって違うんですけれども、いわゆる納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間が年2.4%、また納期期限の翌日から1か月経過した日からまた納税までの期間というのが8.7%というような感じ形になっております。

○佐々木まさひこ委員 かなり高いと思っていましたが、8.7から先、上がっていきません。大丈夫ですか。（「そうだよね、それぐらいあったよ」と呼ぶ者あり）もっと先に行くともっと高くなるのではなかった、でしたっけ。

○納税課長 申し訳ございません。こちら基礎的なものでございます。現在ですね、これに1%に7.3%足すことになってました。失礼しました。

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間が令和8年度で2.8%、更に、納期限の翌日から1か月を経過した日の翌日以降が9.1%ということになっております。

○佐々木まさひこ委員 そういう納付相談、私も一緒にいたりすることがあるんですけども、ほとんど分割納付を勧めておられるんですけども、換価の猶予制度という制度があるのは御存じだというふうに思うんですが、基本的に差押えをした上で、差押えしたものの換価いわゆるお金に換えることを猶予した上で、その人の生活のいろいろな事情を勘案しながら、生活再建の基本的な計画をつくってあげる制度が、公的な制度としてございますね。

その場合には、基本的に延滞税ぐっと抑えられ

るんですけども、こういったことってあんまり行われてないんですけども、私は今回、都税ですけれども、元金は全部返したけれども延滞税が200万円ほど残っちゃって、もう四苦八苦するという例があつてですね。延滞税も、そこそ結構利率が高いんで大変だよなって。元金返したのに延滞税で苦労してるというのはどうなんだろうなって思っていて、そういった制度も是非使ってほしいなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○納税課長 猶予の制度ですと、いろいろ要件が結構厳しかったりいたしまして、それに当てはまらない方とかも多かったですし、またいろいろ書類の出していただくとか、納税者の御負担も多い場合がありますように、分割を行っているというところでございます。ただ、その際にも、延滞金が付かないような範囲での分割というようなことを御相談いたしながらやっているとところでございます。

○佐々木まさひこ委員 延滞税が付かないような分割納付ってどういう例ですか。

○納税課長 ある一定期間になります。また額とも勘案して、この時期になると延滞金が発生するというような時期より前にお支払いいただくようにするというところでございます。

○佐々木まさひこ委員 さっき説明では1か月過ぎたらもうずっと延滞税で、バーンと跳ね上がるといのを説明しておいて、それは何、法律にのっとってやってないってこと。それは、1年掛かって1年以内に納めてくれるんだったら延滞税はぐっと抑えてあげますよというのは、解釈でできるってことですか。今の御説明だとそういう感じの説明に受け取れますよ。

○納税課長 延滞金も元金とお支払いいただく時期という関係がございますので、その中で、なるだけ延滞金付かない形で分納ということを御相談するんですけども、場合によっては延滞金が付く

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ということもございます。

○佐々木まさひこ委員 だから延滞金の付かないような分割納付ってどういうケースですか。教えてください。

○高齢医療・年金課長 保険料も延滞金付きますので、私の方から御説明させていただきます。

延滞金は1,000円以上でお支払いをいただくことになりますので、金利は1か月目から付きますけれども、金額によっては1,000円未満だと請求がされないということで、今、納税課長の方が答弁してるかなというふうに認識しております。

○佐々木まさひこ委員 分割納付の金額を1,000円程度に納める、納めちゃうってこと。どういう……。

○納税課長 大変失礼いたしました。1,000円未満ですと請求しなくてよいということなので、それにならない程度で、分割をするということなことです。

○佐々木まさひこ委員 そうなってくると、実質、あまりこう、滞納したものを返してもらえないケースになってしまうんだろーと思います。だから執行停止に近いような感じのやり方になるわけですが、そういうようなやり方もあるってことですかね。

○納税課長 分割納付ですと、お支払いはいただいているものでございますので、執行停止ですと、もうそれはお支払いいただかなくてよいということですので、分割の方は、延滞金が付きながらも、納付をしていただく場合があるということでございます。

○佐々木まさひこ委員 実質1,000円未満だと、事実上、そういうやり方もあるということをお教えいただいたということで、了解いたしました。

いずれにせよ、様々現実に生活、これだけの物価高の中で大変苦しんでおられる方がいらっしゃるわけですから、区民に寄り添って丁寧に、そう

いった徴収業務を行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あと2点だけ、マイナンバーカードの電子証明書、更新における窓口拡充もしていただいております。電子証明書の更新が非常に人数が増えるということで窓口増やしていただきました。

ただ、基本は区役所と別館、それからイオン西新井店、大体中央から西側なのですよ。私、東側に住んでるんですけども、東側に何か、なかなかこっちから、位置が綾瀬の方から、区役所行くの結構面倒なのですけども、車がないと。高齢者の方とか結構大変なのですけども、そこら辺のところはいかがですかね。

○戸籍住民課長 様々な御要望いただいておりますのでいろいろ検討してまいりたいんですが、制度そのものが、年によって増えたり、年によって減ったりということで、増設したり、撤退したりということが様々ございまして、その辺を見ながら今後検討していきたいと思います。

○佐々木まさひこ委員 できれば臨機応変に増設して、需要がなくなれば撤退していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから最後、足立区学校開放事業審議会から答申に基づく今後の取組の方向性、様々な提案がなされていて、おおむね方向性としては区民の利便性が向上して、利用の公平性も高まるのかなあというふうに思いますが、この答申に関しましては、区としてはどのようにお考えになっておられますか。

○スポーツ振興課長 こちらの審議会をスタートするときに課題の方を4つ挙げさせていただきまして、そちらの課題の解決に取り組んでいただいた答申をいただいております。それに対して、区の方も解決策の方を検討させていただくというところで、結果的に利用者の利便性につながっていくものと考えております。

○佐々木まさひこ委員 くれぐれも確認をいたしま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すけれども、この答申を基に、学校開放事業の利用料が値上げの方向性で検討されるということはないというふうに、確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

- スポーツ振興課長 現時点において、利用料についての検討を行っているということはありません。ただ、将来的にとなってしまうと……、現時点ではそういった答申もいただいておりますし、区の中で検討してるということもありません。
- 佐々木まさひこ委員 最後にします。ありがとうございます。そういう基本的に大きい声でちゃんとしゃべってほしいと思います。ささやかないですね。

あと、本答申を受けて区が整理した具体的な取組の工程やその準備、進捗状況について専門的な知見から改めて確認、検証を受けるというふうに表現されてますけれども、この専門的な知見はどういったところで、受けるのでしょうか。

- スポーツ振興課長 まず1つとしては、弁護士の方にも御相談をさせていただいて、法的にも問題がないとか、そのあたりも御意見をいただければと思っております。

以上です。

- はたの昭彦委員 私がまず初めに、学習センターの小学生向けの居場所についてなのですが、9ページの、この利用状況の一覧表を見ると、会場によって利用率が非常にばらつきがあるというところで、特に、東和センターに比べると中央本町センターは、10分の1程度の利用しかないんですけれども、この辺の利用数の差というのはどのように分析してるのでしょうか。
- 地域文化課長 私もいろいろ工夫しながら周知等を進めているところでございますが、中央本町センター、昨年度も非常に少なかったということで、何回か覗いております。いろいろ周知が足りない部分であったりだとか、やはり会場の魅力、口コミで広がらないってところもあるかと思うんです

けれども、もう一つは学区域ごとに、やはり小学生ですので、なかなか遠くまでは行けないということで、弥生小の学童、児童数なども少し影響してるのかなと思いますが、それにしても少ない部分ありますので、しっかりと周知は努めていきたいと考えております。

- はたの昭彦委員 本会議の質問で区長なんかも言っていましたけれども、やっぱり30代の子育て世帯が増えてるということかというと、やっぱりそういう子育て世帯向けのやっぱり対応ということかというと、やっぱり魅力ある居場所というのがつくっていくことが大事だと思いますので、その辺も工夫しながら取り組んでいただければと思います。

次に、学校開放事業の答申に基づく方向性ということで、特に20ページの公平性を担保する登録要件の見直しと不公平感の解消というところで、うちの会派の中からも意見出たんですけれども、従来の団体構成が10名以上で、うち5名以上が登録希望の通学区域内在住、在学、★★というのが、構成員の5割以上を区内在住、在勤、在学とする構成比というふうなことが出てるんですけれども。

例えば10人の団体で言えば、5人で済むんだけれども、例えば30人になると15人必要なわけですよ、半分ということかというと。うちの会派の中で出たのが、例えば、高校の吹奏楽部を母体としてできたグループというのが、高校卒業しちゃうと、住んでる場所はみんな違ってて、当時は学区なので区内の学校いるわけなんですけれども、卒業すれば、区外から出てきちゃう。もともと区外に住んでる人だけ、区内に住んでる人だけが高校通ってるわけじゃないですから。

だけれども、例えば高校なんかOG会とかOB会とかで、高校卒業しつもつながりがあって、区内の中でそういう活動してるということになると、そういう人たちまで排除することにつながりかねないと思うんですね。厳密に、在住、在学、在勤

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

というふうにしちゃうとね。やっぱりそういう意味では、過去にやっぱり足立区とつながりがあった方たちということも含めていくべきなのではないのかな。そうしないと、活動の継続性というのが保たれなくなっちゃうというふうに思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○スポーツ振興課長 今佐々木委員御指摘いただいた点もあるかとは思いますが。ただ一方で、この学校開放事業に関しましては、やはり学区域の要件等もありますとおり、地域の方にやはり還元するというのが1つ目的としてございますので、検討はさせていただきますが、まずはやっぱり地域の方、今いらっしゃる方に還元というのがメインになってくると、なかなかその範囲をどこまでというのもなかなかちょっと難しいのかなというふうに捉えております。

○地域のちから推進部長 ちょっと補足します。

これは審議会の中でも議論あったんですが、例えば区界の学校なんかですと、例えば綾瀬小学校なんか非常に整ってきれいなところで、あるチームなんかの大半が区外の区界だから利用して、子どもたちが利用して、それで足立区の子どもたちが使えないのはおかしいのではないかという御意見なんかがあったりですね。そうした中でやっぱり地元優先の考え方がされるべきだという話もありました。

そういったところに立って、我々としてやっぱり5割必要だというふうに今考えてます。ただ一方で、今登録されてる団体を調べたところ、現状でこれ満たしてない団体というのはほとんどないというふうに思ってます。ですので、経過措置を設ければ、ある程度救えるのではないかというふうには考えております。

また、仮に学校を使えない場合だとしたら、地域学習センターとか、ほかの施設を御案内していただかなければならないかなというふうに我々としては考えているところでございます。

○はたの昭彦委員 今、綾瀬小学校の例を出して、区境という話が出たんだけど、私が言ってるのは、もともと全くつながりないのではなくて、在勤とか在住とか在学とかで、過去に区とつながりがある方たちまで排除するのかということ言ってるので、もともとその中から、つながりがなくて、区界にある団体だから、区外の人たちが加入してる団体ということで話してるんじゃないので、それについてもう1回答をお願いします。

○地域のちから推進部長 すみません、それについてはあくまでも1例で申し上げたところです。基本は今住んでる方に還元すべきだという御意見が、やっぱりその審議会の中であつたんで、今回こうした区としては方向性出してるところでございます。

○はたの昭彦委員 見解の相違というのがあるんだけど、だけれどもそれによって団体が活動が続けられなくなってしまうということであれば、やっぱり問題なので、やっぱり再考をさせていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

それと、あとはちょっと地域のちからの★★八丁目の複合施設も、仕様書の変更理由のところ、29ページ、イの仕様書の変更理由のまたイですね。

特殊構造における施工性の確保のところ、この施工現場の実情を踏まえ、実現可能かというのは、どういう意味なのかなと。

要はその技術的に施工可能ということなのかなということで言うと、私はそういうふうに理解したんですけども、例えば大手のゼネコンなんかで言えば、こんな建物をどうやって建ったのかなって。本当にできるのかなってパースなんか見るとね。例えば国立競技場の最初のデザインありましたよね。こんなUFOみたいな、あんなの本当にどうやってやれるんだろうという。でも、技術的には何とかなっちゃうということ言くと、技

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

術的に不可能なんていうのは、今の建設技術からいくとないんじゃないのかなというふうに思うんですけども、それについてどうでしょうか。

○西部地区建設課長 はたの委員御心配のとおりもあるかと思います。やっぱり施工性につきましては、よくある在来工法である四角い建物とは違いますのと、また中身についても大空間を造るところから、少し特殊性が高い建物となっております。

今回こういったものを工事する際に、通常の建設業界の中でも、特に床面を天井でついているという工法なども含めて、また、大スパンと言って柱と柱の間が長い、そういったようなものになりますと、その部材を途中、現場に対して運ぶような内容、周りの道路からどうやって運ぶのかとか、そういったようなことも含めて、また施工する際にもどうやって造っていくかということもすごく特殊なところもございますので、そういったようなところの中身を検証するというのも含めて、今回の照査というか、専門家検証の中身にさせていただいてございます。

○はたの昭彦委員 ただあれですよ。区として、様々な全国の図書館とかを視察してくる中で、やっぱり、区民に対してよりよい建物というか、図書館ということで考えてきたわけですよ。

岐阜の★★さんを私見に行きましたけれども、大空間で本当にすばらしい図書館なんだけれども、あれから見ると、ああいうのを見ると、やっぱり可能性、できないということはあまり考えられないのかなと。

逆に、要は実情を踏まえた実現可能かということと言うと、区が予定してる工事費の範囲内で行えるかどうかということ、実は裏で隠れてるのかなというふうに思ったんですけども、それについてはどうでしょうか。

○西部地区建設課長 今回の設計に伴いまして、当初予定していたよりも金額がかなり掛かるという

ことも分かりましたし、今後そういったようなものが、今のこの御時世で建てて大丈夫かどうかも含めて、もっとほかになにか節約できないものがないかとかというの鑑みながら、専門家の検証を受けて、今後の進め方に対して前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

○はたの昭彦委員 だけれども、そもそも最初の設計ではこういう大空間の設計ではなかったわけですよ。それをあえてそういった2階建てにして大空間にしたってのは区の方の提案でそういうふうになってきたわけですよ。

それを今度、区の都合でまた変えるという在り方は、やっぱりいろいろ、ワークショップなんか参加していただいている区民の方からすれば、何なんだって話になりかねないということと言うと、やはり今ある計画の中で、着実に進めていっていただきたいと思うんですけども、改めてどうでしょうか。

○地域のちから推進部長 我々3階から大空間の方に変えて、というところで1回変えましたけれども、そこから今のところは変えてるつもりはない状況です。

我々としては、金額の資材の話とか、あと工法の話とかありますが、我々としてはできるだけ今ある設計で進められればというふうに考えてますので、区民を巻き込んだワークショップだとかいろいろな準備の方は、やる前提で色々進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○はたの昭彦委員 是非、その方向でお願いしたいと思います。

すみません。それとさっき佐々木委員の方からマイナンバーカードのことでちょっと出ましたけれども、私もこれ見たときにやっぱり思ったんですね。やっぱり東側については、手続する場所が少ないというか偏ってるという、そういう意味では是非、東側の方たちでもマイナンバーカード更

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

新とか手続しやすいような方策を是非取っていた
だきたいということは、申し上げておきたいと思
います。

○太田せいいち委員 私からは2つですね。まず、
学習センターの、小学生向け夏休み子どもの居場
所事業について、もう既に様々質問等出てますの
で、私からは簡単にですね。

まず1つ目は要望にとどめますが、先ほどしゅ
や委員からもありましたけれども、この酷暑で外
遊びが大変難しい状況で、体育館を使用したいと
いうニーズは非常に強いというふうに思います。
その辺の可能性は今後しっかり検討していただき
たいなということでこれは要望でお伝えをさせて
いただきます。

もう1つですね、今回の対応の中で、様々ボー
ドゲーム等を購入して子どもたちに利用してい
ただいたということがありました。この辺も拡充す
るということで御報告いただいていますので、是非、
来年度の事業の周知の際には、子ども向けにそう
いったものがあるよということでお伝えしていただ
きたいと思いますがいかがでしょうか。

○地域文化課長 太田委員おっしゃるとおり、魅力
的な場所となるように、やはり充実したゲーム、
遊び場があるということは、子どもたちが集まる
きっかけにもなりますので、しっかりと対応して
いきたいと考えております。

○太田せいいち委員 続きまして、学校開放事業に
おける暴力事案の再発防止について質問をさせて
いただきたいというふうに思います。

こちら区としても抜本的改革ということであ
りますので、この対応をしっかりやっていただ
きたいという趣旨で、何点が質問させていただ
きたいと思います。

まず相談窓口の設置、周知徹底ということであ
りますが、特に周知の部分は、全登録団体に郵送
するほかは、広報、SNS、ホームページでの周
知といったところが、主立った周知方法かなとい

うに思います。

今回の事案を振り返ってみますと、小学1年生
の女の子が被害者となっていて、直接の相談難し
いということを考えると、しっかり御両親、親の
方に周知していくことが大事だというふうに思
います。学校を通じた周知について強化していただ
きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長 本当に御提案ありがとうございます。
こちらについても教育委員会の方と調整
させていただいて、前向きに進めていくようにし
ていきたいと思います。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

その上で、やはりこういった被害を受けるのが
間違いなく児童・生徒だというふうに考えると、
学校の中、もしくは今回学校開放事業ですね、学
校の外でのハラスメント事案ですけれども、内外
にかかわらず被害者は一緒ですので、いわゆる子
どもがハラスメントを受けた際の相談窓口という
ことで、大きなものにして、ばらばらに相談窓口
があると、それぞれ本当にそれが分かりづらくなり、
周知も弱くなると思いますので、もし可能であ
れば大きな窓口をつくって、周知も大きくしてい
ただければ、より伝わりやすいかなと思うんです
けれども、その辺は、教育委員会との連携も含めて
いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長 まず、現時点で今考えてるの
は、あくまでもこの学校開放の事業でというこ
ろはありますが、こちらもちっと教育委員会
の方と相談をさせていただいて、ちよつとまず話を
させていただければと思います。

○太田せいいち委員 是非お願いしたいというふう
に思います。

それから対応の中で、もう1つ、ペナルティー
制度の導入ということをやっていたいただい
ます。大事な観点かなというふうに思うんですが、
やはり区としてできるところは、どうしてもこれ
読むと、限られざるを得ないのかな。利用停止、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

登録抹消、活動禁止等といったペナルティーになっています。区としてできるところはそういったところを中心になるのはやむを得ないかなというふうには思うんですが、一方で今回も刑事事件に発展しており、その結果について区のホームページでも公表しているということだというふうに思いますが、その点まず事実確認でよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長 太田委員おっしゃるとおりでございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

ということであれば、今後、利用というか登録していただいている団体の皆様に、将来的にそういう刑事事件に発生するような事案については、区のホームページでしっかり公表しますということとを警告ではないですけれどもしっかり伝えていくことで、抑止力につながっていただければというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長 もちろんこういった暴力事案に関しては、我々重大なものと捉えておりますので、今回ホームページで公表という形を取っております。

ただ、一方で、こういうことしたらホームページ載ってしまうよというのが、捉え方によって、もしかしたら脅し、脅しというとまた言葉悪いんですけれども、というふうに捉える可能性もありますので、ちょっとこのあたりは慎重にちょっと専門家の意見も聞きながら検討していきたいと思えます。（「スポーツ振興課長マイクもう少し寄せたら」と呼ぶ者あり）、すみません。申し訳ございません。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。慎重な対応も必要ということですが、やはり被害者の立場に立って、絶対こういったことは起こさないんだという区の決意を示す意味でも、しっかりと検討していただきたいというに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○渡辺ひであき委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 他に質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 それでは次に、その他を議題といたします。何かございますか。

○しづや竜一委員 すみません。1点だけなのですが、自分よりも多分地元の佐々木委員だったり、はたの委員の方が詳しいのかなと思うんですけれども、一応先ほど多文化の話が議案の中でもあって、実は地元の我が会派の岡田議員の方から少し気になる点というか、もしかしたら執行部からも行かれてるかなと思うんですけれども、実はこのベトナムの綾瀬の方の寺院の件が今あって、もちろんその住職の方も盆踊りとか来てくださっていて、何かそういった地域に寄り添ったような対応しているということは私もその地離れてるので、そんなに詳しく分からないんですけれども、聞いていて。ただ、以前佐々木委員と一緒に北三谷の方の監査がちょうどありまして、そこの帰りに、ちょっと自分もたまたまそのときに、ベトナムの寺院さんの主催の何かイベントが行われていたということを知っていて、少しこの様子をちょっと見させてもらったときに、結構な人数が来られていて、確かに★★というか、そういったところで、地域との関係性とかそういった共生社会というふうなことができればいいんですけれども、ただ状況が、岡田議員も現場を見た、自分よりも現場を多分細かく回っていたそうで、見ていたそうなので、来るナンバー、車のナンバーとか柏であったりとか、結構何か全国の方の各地からベトナムの方々が、コミュニティーの場みたいな感じで来られていて、1つの公園を何か封鎖してしまってるというか占領してしまっているような

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

光景が見られたということをお聞きしました。

先ほどの議案の中でもあったんですけれども、やっぱりせっかくそういった地域に寄り沿ったというところでベトナムの寺院のところがあって、そこですごく反対が起きたかどうかというのも、そこまで分からないんですけれども、ただ、そういったことが、やっぱりその占領だと地域の方々から少しでも声が上がって今いるという状況の中で、何か確かにそうすごい目立ったところではないということは聞いてはいるんですけれども。近隣の方からしたら、そういったイベントをやるたびに、公園であつたりとか、結構な人数が100名程度集まるということも聞いたので、写真も見せてもらったんですけれども、何かこう地域の方々が不安に思うてしまうことが最初からこういったスタートであると、なかなかまた、いろいろな課題が浮き彫りになってしまって、そういったまた今度反対とかに何か動いてしまうのではないかな、紛争化してしまうのではないかなというところが少し懸念に思ったので、何かそういったところの区がどこまで把握しているか、そのイベントとかどこまで把握されてるか分からないかもしれないんですけれども、それは何かもう今の段階でちゃんとそのルールであつたりとか、区の公園を使うときにはこういったあれがありますよということは、事前にちゃんとお知らせしていた方がいいのかなと思ったんですけれども、その点だけ1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

○地域調整課長 しぶや委員おっしゃられたベトナムのお寺のことだと思うんですけれども、あそこのお寺がもともと埼玉の方にあつて、そこから足立区に来るというふうになった段階から、私どもも間に入ってといいますか、私ども区とあと警察などとも連携しながら、調整なども行ってきました。

ただ、だんだん、最初の段階からルールであつたりとか公園の使い方、その道路を、ちょっと目

の前の道路が細いというところもあつて、そこを占領しないようにというふうなお話などもしているんですけれども、やはり一番最初の開設当初のときはそこを人が占領してしまつたりですとか、公園に出てしまつてというところがありまして、そこに関しましては区の方からも、また警察の方からも、そういったことを次しないようにということを指導などもさせていただいております。

今、いろいろな規模感でイベントをお寺されておまして、施設の中で入るような規模感、キャパのものであると、うまくできているというふうには私どもも聞いているんですけれども、それを超えるような規模感、建物内に収まらないぐらい人が来てしまうと、どうしても目の前が公園というところがあつて、そちらに人が流れるというかそこで待機してもらふような部分もまだあるというふうには聞いております。その辺のことにつきましても、私どもも改善をしていただくようにということで日々、お寺の住職の方にお話などをさせていただいております。

一方で、地域との関係性というところで言いますと、ベトナムの方が地域のお祭りの方に参加をさせていただいて、その際に、地域の方が気付けないなどをしていただいて参加をするようなこともあつたりですとか、逆に、埼玉の方で畑などもやられているそうで、そこで取れた枝豆であつたりスイカなどを地域の方にお配りするような関係性も少しできてきているというふうには聞いております。

○土屋のりこ委員 読書通帳のインセンティブを追加ということなのですが、議会で、へんみ議員が言ってたかと思うんですが、これ20冊とか50冊なかなか到達難しいというのは、どちらかというと乳幼児の親子というよりは小学生というか、読書通帳の親子用と小学生用とがあつて、自力で本が読める小学生にとって50冊、ストーリー性のある物語を読むというのは大変だか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ら、もうちょっとその手前にインセンティブをというふうな質疑があったかと思うんですけれども、これだとウェットティッシュというのは、ドットリボンママフェスタに参加していたママが、お尻ふきが欲しいと、ウェットティッシュがいいという事で言われて、それが追加になるということでは、ちょっと小学生にとってのインセンティブとは働かないんじゃないかと思うんですよね。

親子用、親子だと乳幼児、0歳、1歳とかの親子だと、図書館行って20冊絵本借りてきて、20冊全部家で読んで、図書館行ってそこで10冊本読んでまた20冊借りて帰ると、それぐらい1週間ぐらいで50冊到達できるんですよ。

だからその大人、母親、親にとってのインセンティブというよりは、20冊、なかなか50冊読みきれない小学生の子どもにとって欲しいなと思えるようなインセンティブを、追加して用意するという方が必要じゃないかと思うんですけれども、改善は可能でしょうか。

- 中央図書館長 土屋委員おっしゃるとおり、そういった御意見もあるかと思いますが、今後、区民の方とか、保護者の方、そういったニーズを捉えて、プレゼントについては検討していきたいと考えております。
- 土屋のりこ委員 やっぱ絵本を読む大人にとっては、そんなに今の状況50冊で十分だと思いますし、そのなかなか親自身が絵本、本読まない人にとっては大変なのかもしれませんけれども、小学生の子どもにとって、やってみようかなって、50冊チャレンジしてみようかなと。ちょっと読み出したけれどもやっぱり10冊で、もう大変だからやめようってならないような、子どもにとってのインセンティブということで是非お願いしたいと、繰り返して終わります。
- 佐々木まさひこ委員 1点だけすみません。追加で報告、情報連絡にありました子ども性暴力防止法施行に伴う住区センターの取組でございますけ

れども、これ犯歴確認、特定性犯罪の前科の確認ということで、これは専用のスマホを貸与してということなのですが、これは各住区の管理運営委員会で、この特定のスマホを使って、職員の方の犯歴を確認するという理解でよろしいですか。

○住区推進課長 佐々木委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐々木まさひこ委員 ほとんどそういう事例はないだろうとは思いますが、調べられる方としては、あまり愉快なことではないとは思いますが。これは丁寧にやらなきゃいけないんだろうなというふうに思うんですが、これ3番で、犯歴確認採用者の基準日が令和8年12月25日以降の採用者、現職の職員についてはこの施行日から3年までの実施となっております。ここら辺のところをちょっと説明いただけますか。

○住区推進課長 まずは、法施行日の12月25日以降の新規の採用内定者について、犯歴確認を行いますけれども、現職の職員につきましては令和9年度から順次進めたいと、犯歴確認を行っていきたくて考えております。

○佐々木まさひこ委員 ありがとうございます。

では現職の職員の方も順次という理解でよろしいですね。万が一、そういう犯歴確認があった場合にはどういうふうに対応されますでしょうか。

○住区推進課長 もし仮に現職の方で犯歴確認の下、過去に性犯罪歴があった場合には、解雇という扱いになります。

○佐々木まさひこ委員 非常にセンシティブな内容を行うわけでございますので、丁寧に説明をしながら、やっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○はたの昭彦委員 すみません。私も、読書通知におけるプレゼントについては、今、土屋委員がおっしゃったように思ったんです。やっぱりこれドットリボンママフェスタで、乳幼児を抱えたお

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

母さんに聞いたから、ウエットティッシュになったんだろうと思ったんですね。10月からはこれで★★してるということなので、今後についてはやっぱり当事者である子どもさんに、どういうものがいいのかというのは是非聞いていただきたいと思いますので、要望として申し上げたいと思います。

それと、実はうちの会派の中で、西新井西口の喫煙所について、意見というか要望が、要望というか意見出まして、実は狭いのか分からないんですけども、囲いの外でたばこを吸っている方たちが非常に多いということで、特に西口の喫煙所のところは人通りが非常に多いので、煙が来て受動喫煙がひどいということなですね。

東口に、コンテナ型の喫煙所があるので、根本的には撤去してほしいなって言ってたんですけども、少なくとも、囲いの中で吸うような指導はしていただきたいということなですけれども、どうでしょうか。

○地域調整課長 私どももルールを守って、きちんと吸っていただきたいというふうに思っておりますので、マナーアップのパトロール員であったりですとか、指導員が順次巡回などもしておりますので、そういった巡回する中で、きちんとルールを守っていただくように周知していきたいというふうに思います。

○はたの昭彦委員 以前、綾瀬の西口の喫煙所についても狭くて、表、こうやってあふれているということのをちょっと申し上げたことあると思うんですけども、根本的に狭いのか、それともルールが守れてないのかというのは、どっちなのかということをはっきりさせた上で、対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

先ほどしぶや委員の方から、ベトナム寺院のことでお話出しましたが、寺院の2軒ぐらい隣、私の知り合いの家がありまして、最初オープンというんですかね、開園したときに何か表でガシャ

ガシャやっていて、あれは何なんだというようなことで言われたんですけども、やっぱり今の宗教団体ということで言うと、過去にはオウム真理教とか、この間は統一教会とかいろいろな、新興宗教で何かよく分からない団体が非常に多いので、やっぱりそういった寺院という、どんな宗教なのかなというので、やっぱり思われることが多いと思うんですね。

ただ、あそこのベトナム寺院については先ほど埼玉県の方でってお話出しましたが、日本でも働くベトナム人の方の駆け込み寺とか、様々な生活相談とか地域貢献なんかをやっている寺院で、非常に埼玉の方でも評価をされてるところなですけれども、それがなかなか地域の中で広まってないというか、そういう団体なんだよということが広まってないということも、なかなか親しめない関係もあるのかなと思いますので、そういったことも含めて、やっぱり地域の中で、こういう活動してきた団体なんだよということは、広めていっていただきたい。

多文化共生の中でということと言うと、やっぱり、特に建設業なんかは今ベトナム人の方が一番多く働いているわけですから、足立区内でもベトナムの方は非常に多いということと言うと、やっぱりお互いに文化の違いを乗り越えて、やっぱり文化の違いがあるので、その辺を理解しながら、お互いに共生できるような取組で行っていただきたい。

場所がやっぱり住宅街ということで、どこも最初にここに建つって、何でここなんだろうなというような思った、もう少し表通りでしてくれればといったことを思ったんですけども、何かあそこしか土地がなかったって。できる前に、実は埼玉県で一緒に活動している方たちか、どこか建物を建ててくれる建設業者知らないかということで聞かれたんですが、私もともと土建の出身だったものですから。ちょっとそれはお寺の建物なんで

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ちょっと分からないなということは言ったんですけれども、だからそのときから何でここなんだろうというのは思ってたんですけれども、やっぱ、住宅地ということを考慮していただくようなことも含めて、区として対応していただきたいと思います。これ要望として申し申し上げておきたいと思います。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 お疲れさまでした。

以上をもちまして区民委員会を閉会させていただきます。

午前11時41分閉会

速 報 版